

令和2年12月24日

保護者の皆様

仙台市教育委員会
仙台市立東仙台中学校

新型コロナウイルス感染症対策における仙台市立学校の臨時休校期間の変更と 冬季休業期間中の対応について（お知らせ）

保護者の皆様におかれましては、日頃から学校運営とともに新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止への対応にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症対策における、①学校の臨時休校期間の変更と②冬季休業期間中の対応に関しまして、以下のとおりお知らせいたします。

① 臨時休校期間の変更について（令和3年1月より）

新型コロナウイルス感染症に感染した児童生徒・教職員等が、感染可能期間において学校に登校・勤務していた場合、学校内での感染拡大防止のため、3日間の臨時休校を実施してまいりました。

学校内における日々の感染防止対策の徹底や、各ご家庭での感染予防への配慮・ご協力により、これまで臨時休校となった学校におきましても、感染の拡大は見られない状況です。

こうしたことを踏まえ、今後の児童生徒の学びの確保や心身への影響の観点から、令和3年1月より臨時休校期間を1日*に変更し、この休校期間中に学校内の消毒作業や、保健所による接触状況調査及び検査対象者の特定等を行うことで、引き続き校内や地域における感染拡大防止に努めます。

なお、お子さんが検査の対象となった場合につきましては、保健所の指示に従い、検査にご協力を頂きますよう、よろしく願いいたします（検査結果が出るまでの間は出席停止となります）。

また、地域等への感染拡大防止対策の観点から、臨時休校を行う場合は、引き続き学校名を公表することといたします。

※児童生徒の感染状況によっては、休校期間を延長する場合がございます。（その場合は、改めてお知らせします。）

今後も、教育委員会と学校が、学校内での感染を防ぐために出来る限りの対応を行ってまいります。また、休校等による学習の遅れへのフォローや、学校再開後も含めた児童生徒等の心のケアにも連携して取り組んでまいりますので、保護者の皆様におかれましても、引き続きお子さんの感染予防にご協力をお願いいたします。

新型コロナウイルスは、誰もが感染しうるものです。周囲で感染が判明した場合には、感染された方やその周辺の方々への誹謗（ひぼう）中傷や、心ない噂などが広まらないよう、お力添えをいただきますとともに、ご家庭内でもこのことについてお話しただければ幸いです。

なお、ご家族や児童生徒本人が濃厚接触者となった場合や、PCR検査を受検することとなった場合は、個人情報につきましては厳重に管理しておりますので、速やかに学校（園）にご連絡いただきますよう、改めてご理解とご協力をお願い申し上げます。

（裏面「②冬季休業期間中の対応」に続きます）

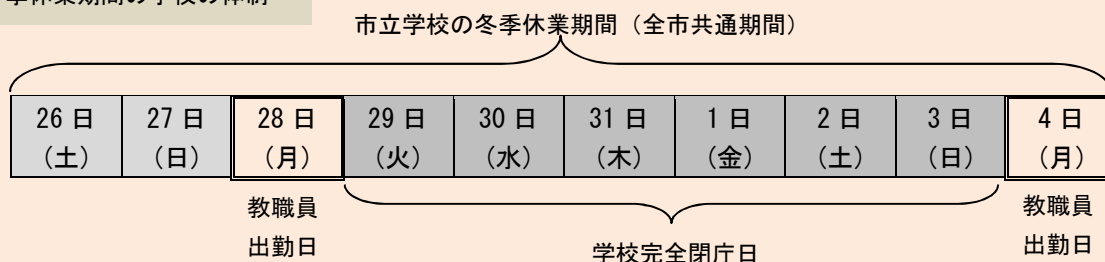
② 冬季休業（冬休み）期間中の対応について

冬季休業（冬休み）期間中も、児童生徒等の感染拡大防止を図る観点から、冬季休業期間中に児童生徒等が新型コロナウイルスに感染した場合の対応等について、以下のとおりお知らせいたしますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

1 お子さんが新型コロナウイルスに感染した場合の学校への連絡について

通常は、保護者の皆様に直接学校へのご連絡をお願いしているところですが、冬季休業期間中は、保健所から連絡があった際に、「保健所から教育委員会へ連絡して欲しい」とお話しいただければ、保健所から教育委員会を通じて校長に連絡いたしますので、ご協力をよろしくをお願いいたします。

冬季休業期間中の学校の体制



2 児童生徒が新型コロナウイルスに感染した場合の学校の対応について

感染が判明した児童生徒の感染可能期間が冬季休業前であるなど、学校内で感染が拡大する可能性がある場合は、冬季休業期間中でも濃厚接触者の特定等が必要となりますことから、学校と教育委員会が連携し、保健所の調査等への対応を行います。

保護者の皆様には、保健所からお子さんが検査対象者として連絡があった場合には、検査等へのご協力をお願いいたします。

なお、この場合は休校の措置は行いませんが、地域等への感染拡大防止の観点から、学校名を公表することとし、冬季休業期間中に校内の必要箇所の消毒等を行います。

3 お子さんやご家族の検査等に関する学校への情報提供について

お子さんやご家族が、冬季休業期間中に濃厚接触者になった場合や、PCR検査を受けた場合は、1/4(月)以降登校が始まる前までに、学校（園）にご連絡いただきますよう、ご理解とご協力をお願い申し上げます。